



職員の通年ノーネクタイ等を試行実施します

環境省では、令和3年度（2021年度）からクールビズ及びウォームビズ期間の一律での期間設定を取りやめ、一人ひとりが気候等にあわせて服装の選択をするよう呼び掛けています。さらに、近年愛知県内でも通年でノーネクタイ等での軽装化を実施する取り組みが進んでいます。これらの状況を踏まえ、本市においても職員の働く環境を改善等するため、職員の通年ノーネクタイ等を試行実施します。

■目的

- ・働きやすい服装での執務により業務の効率化を図ることで、市民サービスの向上につなげます。
- ・過度な空調の使用を控え、公共施設の省エネやCO₂排出抑制につなげます。
- ・季節を問わず、気候等に合わせて職員自ら適度な服装を選択し業務を行うことにより、職場環境を整え、職員のストレス軽減を図ります。

■執務にあたっての服装

- ・ノーネクタイ、ノー上着、タートルネック、カーディガン、セーター、ジャンパー、ポロシャツ、チノパン、スニーカー等軽装での執務を可能とします。清潔感があり、節度ある落ち着いた服装とし、過度な露出を避け、市民に不快感を与えることがないよう十分配慮します。
- ・外部の会議等への出席等については、趣旨にあった服装とし、他の参加者等に対して礼を失することのないよう配慮します。
- ・ネクタイの着用を禁止するものではありません。

■試行期間

令和6年（2024年）11月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

※試行期間中に問題点を整理し、令和7年度（2025年度）から本格実施予定

問合せ	企画部職員課 担当：浅井（あさい）、瀬高（せたか） 052-603-2211、0562-33-1111（内線313）
-----	--